

国保からお知らせ

国保の加入・脱退手続きは14日以内に

3月から4月にかけては、就職や退職、転入や転出など異動が多い時期です。異動に伴い、国民健康保険に加入したり、脱退したときは届け出が必要になります。

国民健康保険を正しく利用するため、異動があった日から14日以内に

届けてください。

加入の届け出が遅れると

加入手続きの届け出がなかった期間の医療費が全額自己負担となる場合があります。また、保険税はさかのぼって納付しなければなりません。

脱退の届け出が遅れると

届け出が遅れたため、国民健康保険の資格がなくなっているにもかかわらず、うっかり国民健康保険の保険証を使って診療を受ける方がいます。この場合、国民健康保険が負担した医療費を返還していただくことになります。

所得申告もお忘れなく

国民健康保険に加入している方は、原則、所得の有無にかかわらず申告をする必要がありますので、申告書を提出してください。なお、国民健康保険税は、所得が一定基準以下の場合、被保険者均等割と世帯別平等割が減額されますが、所得申告がない場合、減額ができません。

※確定申告、町・県民税申告をした方などは申告の必要はありません。

問合せ先 戸籍保険課

☎ 95-11116

	こんなとき	手続きに必要な物
国保に入るとき	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	被扶養者から外れた証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめるとき	職場の健康保険に入ったとき	国保と職場の健康保険、両方の保険証（職場の健康保険証が未交付のときは加入したことを証明するもの）
	職場の健康保険の被保険者になったとき	
	死亡したとき	保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保険証・保護開始決定通知書
その他	住所が変わったとき	保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	世帯を分けたり、一緒にしたりしたとき	
	修学などで大口町外に居住するとき	保険証・在学証明書
	保険証をなくしたとき、またはよごれて使えなくなったときなど	本人確認書類 ※マイナンバーカード 運転免許証など

手続きに必要なもの

- ① 世帯主および対象者のマイナンバーカードまたは通知カード
- ② 窓口にくる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など顔写真があるものは1点、保険証、年金手帳など顔写真のないものは2点必要）
- ③ 代理人による届け出の場合、申請者の委任状

国保の保険税は口座振替で

新たに国保に入られるときは、通帳・預金印・キャッシュカードをお持ちください。

かかりつけ医を持ちましょう！

病床数200床以上の病院で、他の医療機関等からの紹介状（診療情報提供書）なしに初診で受診した場合、初診料とは別に、各病院で定めた「選定療養費」が必要となり、窓口での医療費負担が多くなる場合もあります。「ちよつと具合が悪いかな？」と感じた時は、まずは、お近くのかかりつけ医（開業医）を受診しましょう。

尾北医師会管内で初診時選定療養費が必要な医療機関

（令和5年3月現在）

江南厚生病院 7700円
総合大山中央病院 2750円
さくら総合病院 1650円

※金額が変更になる場合があります。

初診時選定療養費について

医療機関の機能分担の推進を目的として「初期の治療は地域の医院・診療所（かかりつけ医）で、高度・専門医療は病院（200床以上）でおこなう」という厚生労働省により制定された制度です。